

●香川県告示第235号

香川県統計調査条例（平成20年香川県条例第48号）第3条の規定に基づき、平成27年度職業能力開発基礎調査を次のとおり実施する。

平成27年7月24日

香川県知事 浜 田 恵 造

1 調査の名称及び目的

(1) 名称

平成27年度職業能力開発基礎調査

(2) 目的

職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第7条第1項の規定に基づく「第10次香川県職業能力開発計画」（計画期間は、平成28年度から平成32年度まで。）を策定するに当たり、技能労働者の職業能力開発の状況等を把握するとともに、今後の職業能力開発施策の参考とすることを目的とする。

2 調査対象の範囲

(1) 事業所

県内における1人以上の常用労働者を雇用する事業所

(2) 在職者

(1)の事業所に雇用されている労働者

(3) 求職者

県内の各公共職業安定所に来所した求職者

(4) 高等技術学校訓練生

県立高等技術学校の訓練生（施設内訓練生及び委託訓練先訓練生）

3 報告を求める事項及びその基準となる期日

(1) 報告を求める事項

ア 事業所

事業所の属性、企業動向、雇用、高等技術学校との関わり、社員教育、在職者訓練及び技能継承の問題

イ 在職者

産業及び職業区分、公共職業能力開発施設が実施するセミナー並びに自己啓発の実施状況

ウ 求職者

離職理由、就業希望及び職業能力開発

エ 高等技術学校訓練生

受講している訓練科及び高等技術学校に対する考え

(2) 基準となる期日

平成27年9月1日現在

4 報告を求める者

(1) 事業所

平成27年6月1日における香川県中小企業団体中央会の県内企業リストから無作為抽出した1,800事業所

(2) 在職者

- (1)の事業所に雇用されている労働者1,800人
 - (3) 求職者
県内の各公共職業安定所に来所した求職者450人
 - (4) 高等技術学校訓練生
県立高等技術学校の訓練生（施設内訓練生及び委託訓練先訓練生）約480人
- 5 報告を求めるために用いる方法
- (1) 事業所
県から、調査対象事業所に一括して郵送し、郵便により回収する。
 - (2) 在職者
県から、調査対象事業所に一括して郵送し、郵便により回収する。
 - (3) 求職者
県から、県内の各公共職業安定所に一括して郵送し、当該安定所が、来所した求職者に手渡し、記入を求めた上で回収した後、それを県が郵便により回収する。
 - (4) 高等技術学校訓練生
施設内訓練生分については、県から手渡し、記入を求めた上で回収する。委託訓練先訓練生分については、県から郵送し、郵便により回収する。
- 6 報告を求める期間
- 調査票の提出期限 平成27年9月30日